

# 太陽光発電・太陽熱温水器 の設置費用の一部を助成します！

西原町では新エネルギーの導入を進めるため、住宅用太陽光発電システム又は住宅用太陽熱温水器・ソーラーシステムを設置する方を対象に、費用の一部を助成します。要件は次のとおりです。

## 【助成金額】1件あたりの金額です。

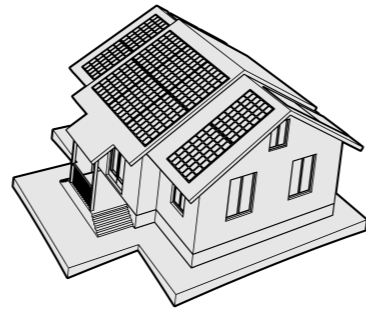
- ①住宅用太陽光発電システム 定額2万円
- ②住宅用太陽熱温水器又はソーラーシステム 定額1万円

## 【対象者】

機器の区分に応じて、次のアからエまでのすべての要件にあてはまる方

### ①住宅用太陽光発電システム

- ア 町内に住所を有する方
- イ 自らが居住する住宅に対象システムを設置する方
- ウ 平成24年度中に対象システムの設置に係る電力会社との電力供給契約を行う方
- エ 平成25年3月15日までに実績報告書を提出できる方



### ②住宅用太陽熱温水器又はソーラーシステム

- ア 町内に住所を有する方
- イ 自らが居住する住宅に対象システムを設置する方
- ウ 平成24年度中に対象システムの設置工事契約を行う方
- エ 平成25年3月15日までに実績報告書を提出できる方

## 【申し込み受付期間】

平成24年10月1日(月)～10月31日(水) ※応募が予算の範囲(100万円)を超えた場合は、抽選(抽選日11月中を予定)となります。

## 【申し込み方法】

「西原町新エネルギー導入助成金交付申請書」に必要事項を記入し、総務部企画財政課へ提出してください。申請書等は、町ホームページよりダウンロードできます。

## <国・県の補助金と買取制度>

国や県でも昨年度に引き続き、住宅用太陽光発電システムを設置する方を対象に補助制度が実施される予定です。

国は1キロワット時当たり3万円から3.5万円、県は1件当たり2万円(予定)の補助額となっており、町の助成金は国・県の補助金と重複しても受けることができます。また、家庭で発電した電力のうち、余った電力を電力会社に売ることができる制度(42円/キロワット時)も引き続き実施されますのでご確認ください。

※国の補助に関するホームページ  
J-PEC 太陽光発電普及拡大センター  
<http://www.j-pec.or.jp/>

※県の補助に関する問い合わせ  
沖縄県観光商工部産業政策課  
TEL866-2330・fax866-2440

## ⚠ 機器を設置する前に！

注目を集める太陽光発電。しかし普及と相まって、強引な販売などの苦情も寄せられています。機器は、約200万円もする買い物です。後でトラブルにならないように、事前に十分お調べになって購入することをお勧めします。  
※参考ホームページ

財団法人沖縄県公衆衛生協会(気候アクションセンターおきなわ)「つける前に！自宅に太陽光発電を導入する場合の手引き」

<http://www.okica.or.jp/solar/tebike.html>

## 町の施設でも利用しています。

町立図書館の屋根には、3.4キロワットの太陽光発電パネルが設置されています。

発電された電気は、事務室の照明電源として利用されています。館内に設置されているモニターから発電量を見ることができます。

## 町立図書館に設置されている太陽光発電パネル(3.4kW)



▲館内にあるモニター



▲屋根に設置されているパネル

【お問い合わせ】総務部 企画財政課 ☎945-4533

国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号  
あなたのホームプランナー



地域の不動産業で30年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談  
不動産のごことしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7  
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail [hae@nanchan.co.jp](mailto:hae@nanchan.co.jp)

## 緑のオープンスペース、水環境に関する方針

・町中央の斜面緑地等に『環境保全軸』、小波津川沿いに『都市のみどり軸』、海浜地に『水辺軸』を配置し、斜面緑地や河川など自然環境と公園・緑地が連携した特色ある緑のまちづくりを展開します。

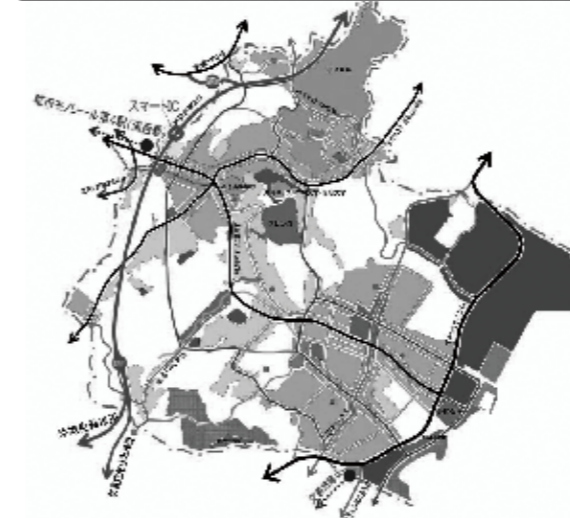
・総合的な治水対策を進めるとともに、動植物の生息空間や温度調節機能、防災機能、親水性によるレクリエーション機能など、河川が持つ多面的機能を活かし、質の高い市街地環境を形成します。

| 凡 例 |                  |
|-----|------------------|
| ○   | (緑) 斜面緑地レベルの分類   |
| ○   | (緑) 都市のみどりレベルの分類 |
| ○   | (緑) 水辺レベルの分類     |
| ○   | (緑) 公園レベルの分類     |
| ○   | (緑) 河川レベルの分類     |
| ○   | (緑) 緑地レベルの分類     |
| ○   | (緑) 大規模公園緑地      |
| ○   | 新設緑地             |
| ○   | 河川の親水性           |
| ○   | 支線エリア            |
| ○   | 産業エリア            |



## ■土地利用構想

※20ページに「土地利用構想」の地図をカラー表記しています。ご参照ください。



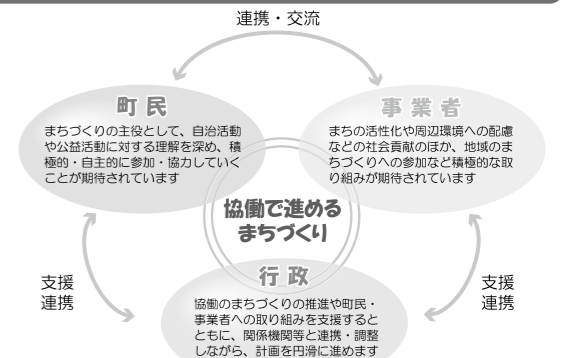
| 凡 例 |              |
|-----|--------------|
| ■   | 第一種中高層住居専用地域 |
| ■   | 第二種中高層住居専用地域 |
| ■   | 第三種中高層住居専用地域 |
| ■   | 第一種低層住居専用地域  |
| ■   | 第二種低層住居専用地域  |
| ■   | 第三種低層住居専用地域  |
| ■   | 第一種中層住居専用地域  |
| ■   | 第二種中層住居専用地域  |
| ■   | 第三種中層住居専用地域  |
| ■   | 第一種住居地域      |
| ■   | 第二種住居地域      |
| ■   | 第三種住居地域      |
| ■   | 第四種住居地域      |
| ■   | 第五種住居地域      |
| ■   | 第六種住居地域      |
| ■   | 第七種住居地域      |
| ■   | 第八種住居地域      |
| ■   | 第九種住居地域      |
| ■   | 第十種住居地域      |
| ■   | 第一種商業地域      |
| ■   | 第二種商業地域      |
| ■   | 第三種商業地域      |
| ■   | 第一種工業地域      |
| ■   | 第二種工業地域      |
| ■   | 第三種工業地域      |
| ■   | 第一種特別用途地域    |
| ■   | 第二種特別用途地域    |
| ■   | 第三種特別用途地域    |
| ■   | 第四種特別用途地域    |
| ■   | 第五種特別用途地域    |
| ■   | 第六種特別用途地域    |
| ■   | 第七種特別用途地域    |
| ■   | 第八種特別用途地域    |
| ■   | 第九種特別用途地域    |
| ■   | 第十種特別用途地域    |
| ■   | 第一種河川敷利用地域   |
| ■   | 第二種河川敷利用地域   |
| ■   | 第三種河川敷利用地域   |
| ■   | 第四種河川敷利用地域   |
| ■   | 第五種河川敷利用地域   |
| ■   | 第六種河川敷利用地域   |
| ■   | 第七種河川敷利用地域   |
| ■   | 第八種河川敷利用地域   |
| ■   | 第九種河川敷利用地域   |
| ■   | 第十種河川敷利用地域   |

## ■計画の実現に向けた方策

### ■協働で進めるまちづくり

厳しい財政状況のもとで町民ニーズに的確に対応した住みよいまちをつくるためには、町民、事業者、行政が「目指すまちの姿」を共有し、それぞれの役割を分担することに加え、様々な立場を超えて、互いに協力、連携し、協働でまちづくりを進めていくことが重要です。

そのために、町民、事業者、行政がまちづくりの課題を共有し、知恵と労力を提供しあいながらまちづくりを進める住民参加のしくみを構築し、連携の強化を図ります。



お問い合わせ 建設部都市整備課 都市計画係 ☎945-4496

## 西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

# (有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939

